

高知県私立学校授業料臨時特例支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、在籍する児童生徒に対する授業料減免措置（以下「補助事業」という。）を実施する学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）に対する高知県私立学校授業料臨時特例支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県内の私立小学校、中学校及び特別支援学校中等部並びに高等学校専攻科及び特別支援学校専攻科に在籍する児童生徒又は児童生徒の学資を負担している者（以下「保護者等」という。）の経済的負担を軽減し、物価高騰等に直面する子育て世帯に対して支援を行うことを目的とし、県は、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助の対象、対象経費等)

第3条 補助金の交付対象区分、補助対象基準、補助対象経費及び補助率は、小学校、中学校及び特別支援学校中等部については別表第1に、高等学校専攻科及び特別支援学校専攻科については別表第2に定めるとおりとする。ただし、入学金及び児童生徒が休学中であるときに係るものについては、補助対象経費から除く。

2 学校法人は、別表第1又は別表第2の補助対象区分に定める児童生徒であることを認定するに当たっては、十分に調査しなければならない。

(補助金の交付の申請)

第4条 学校法人は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に、別表第1又は別表第2に定める添付書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であり、かつ、当該申請をした学校法人が県税の納税義務者である場合にあっては県税の滞納がないと認めたときは、補助金の交付を決定し、当該学校法人に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支

配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。

- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、学校法人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 交付の決定を受けた補助金に係る事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第2号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (3) 補助事業を遂行するに当たって、事務取扱いに慎重を期するとともに、児童生徒及び保護者等について知り得た事実を他に漏らしてはならないこと。

(実績報告)

第7条 学校法人は、事業年度の3月31日までに別記第3号様式による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第8条 補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。

- 2 学校法人は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第4号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(情報の開示)

第9条 補助事業又は学校法人に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条

例第 1 号) に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和 5 年 7 月 7 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 2 号及び第 3 号並びに第 9 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

この要綱は、令和 6 年 3 月 26 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

別表第 1（第 3 条、第 4 条関係）

補助対象基準	補助対象経費及び補助率	添付書類
高知県私立学校授業料減免補助金（以下「減免補助金」という。）の受給者のうち、保護者等の当該年度の判定額が 140 万円未満（ひとり親控除の適用がある場合は 143 万円未満）である児童生徒であって、当該児童生徒の保護者等の資産保有額の合計が 700 万円未満であるもの（家計急変世帯、生活保護世帯並びに道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯を除く）	授業料から、減免補助金における減免額を差し引いた額を上限とし、「補助対象基準」欄に掲げる基準に該当することに基づき学校法人が授業料減免を行った額から、減免補助金における減免額を差し引いた額の 10 分の 10 以内	

別表第 2（第 3 条、第 4 条関係）

補助対象基準	補助対象経費及び補助率	添付書類
高知県私立高等学校等専攻科修学支援金（以下「専攻科修学支援金」という。）の受給者のうち、「「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」の一部改正について」（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 文科初第 2543 号文部科学省初等中等教育局長通知）における区分 2 の額の受給権者	専攻科修学支援金の対象となる期間に係る専攻科修学支援金の区分 1 の上限額から区分 2 の上限額を差し引いた額を上限とし、「補助対象基準」欄に掲げる基準に該当することに基づき学校法人が授業料減免を行った額の 10 分の 10 以内	・授業料減免規程 ・授業料減免決定通知書の写し

別記

第 1 号様式（第 4 条関係）

令和 第 号
年 月 日

高知県知事

様

所 在 地

法 人 名

理事長名

（学校名

）

生年月日

高知県私立学校授業料臨時特例支援事業費補助金交付申請書

高知県私立学校授業料臨時特例支援事業費補助金の交付を受けたいので、高知県私立学校授業料臨時特例支援事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

（1）事業計画書（別紙 1）

（2）収支予算書（別紙 2）

（3）次のア又はイのいずれかの書類

ア 県税事務所が発行する「納税証明書」（発行後 3 月以内のもの）

イ 県税完納情報の提供に係る同意書（別添様式）及び法人代表者の本人確認書類の写し

（本人確認書類の写しについては、別添注意事項を参照の上作成してください。）

（4）高知県私立学校授業料臨時特例支援事業費補助金交付要綱別表に掲げる添付書類

高知県知事

所在地

法 人 名

理事長名

(学校名

令和 年 月 日 第 号

高知県私立学校授業料臨時特例支援事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定を受けました高知県私立学校授業料臨時特例支援事業費補助金に係る事業計画の内容を下記のとおり変更したいので、高知県私立学校授業料臨時特例支援事業費補助金交付要綱第6条第1号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更する理由
- 2 変更事項及びその内容（事業計画書様式の新旧対照表によることとしてください。）
- 3 変更後の収支予算書

第3号様式（第7条関係）

令和 年 月 日 第 号

高知県知事 様

所在地
法人名
理事長名
(学校名)

高知県私立学校授業料臨時特例支援事業費補助金実績報告書

令和 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定を受けました高知県私立学校授業料臨時特例支援事業費補助金に係る事業の実績について、高知県私立学校授業料臨時特例支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績書（別紙３）
- 2 収支精算書（別紙４）

第 4 号様式（第 8 条関係）

概 算 払 請 求 書

金 円也

令和 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定を受けました高知県私立学校授業料臨時特例支援事業費補助金を概算交付されるよう請求します。

記

補助金交付決定額 円

既 交 付 額 円

今 回 請 求 額 円

令和 年 月 日

高知県知事 様

所 在 地
法 人 名
理事長名
(学校名)

振 込 銀 行 口 座

銀行名	銀行	本店 支店
預金種目 及び 口座番号	普通 当座	〔 どちらかを○で囲む 〕
預金名義人		

発行責任者		連絡先	
担当者		連絡先	